



# 知っておきたい身のまわりの税金

## 家計に影響を与える各種税金

### はじめに

私たちの暮らしの中には多種多様な税金があります。そして、私たちは、様々な場面で税金を納めています。時には「案外、高いな」と思いながら納めることもあれば、納税しているという意識もないままに決して安くない税金を負担しているケースもあるでしょう。その意味で、税金は身近な存在ではあるものの、その内容については必ずしも詳しく理解していないというのが実情ではないでしょうか。

しかし、税金については、知っているのと知らないのでは大違いです。そこで、今回から4回シリーズで、家計にまつわる税金について解説します。

第1回は、「知っておきたい身のまわりの税金」と題して、家計に影響を与える各種の税金について説明します。第2回は、

会社員や公務員が知っておくべき税金をテーマに、税金が戻ってくるケースや最近注目されている「ふるさと納税」などについてお話しします。その後、第3回は家計の虎の子の財産と年金をめぐる税金について解説します。そして第4回は、誰もが無関心ではられない相続と贈与に係る税金について分かりやすく説明したいと思います。それでは、身のまわりの税金の話から始めましょう。

### 知っておきたい消費税



家計に影響を与える税金の横綱格は間違いなく「消費税」です。消費税は、商品やサービスの消費に対して課税される間接税で、製造から卸へ、卸から小売りへ、小売から消費者へとという取引の流れの各段階で課税され、その税額は順次転嫁されていくことが予定されています。このため、最



光田 周史

公認会計士・税理士

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者をはじめ、京都市監査委員や、同志社大学大学院、立命館大学大学院の非常勤講師も務める。

最終的には消費者に転嫁され、消費者が商品やサービスの購入を通じて負担することになります。

導入された当初の税率は3%でしたが、その後5%を経て現在では8%になっています。実は今年の4月から10%に引き上げられる予定でしたが、昨今の経済情勢などに配慮して2年半延期され、2019年10月から10%になります。その際には軽減税率も導入される予定ですが、まだ詳しいことは決まっています。

### ■消費税がかからないもの

消費税は、消費者が商品やサービスの購入を通じて負担するものと説明しましたが、すべての商品やサービスに課税されるというわけではありません。消費税の性格になじまないものや、社会政策上の配慮などから、【表1】に示すような取引を非課税取引としています。

もつとも、医療費は非課税ですが、健康診断（人間ドック）の費用は課税されますし、埋葬料は非課税ですが、葬儀費用には課税されますので注意してください。

【表1】消費税がかからないもの

消費税の 性格に なじまない もの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地、借地権などの譲渡や貸付け</li> <li>・有価証券の譲渡、</li> <li>・貸付金や預貯金の利子</li> <li>・切手類や商品券、</li> <li>・プリペイドカードなどの譲渡</li> </ul>
社会政策上の 配慮など から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険診療の医療費</li> <li>・介護サービスや社会福祉サービス</li> <li>・幼稚園、小中学校、高校、大学の授業料や入学金と教科書代</li> <li>・住宅家賃</li> <li>・埋葬費</li> </ul>

■消費税の免税と不課税

消費税の非課税とは別に、「免税」や「不課税」とされるケースでも消費税がかかりません。そもそも消費税は国内取引を対象にしていますから、外国で消費されるものは免税となるわけです。例えば、海外旅行の際に羽田空港や成田空港の免税店で買い物をして消費税がかからないのはこのためです。また、給与や賃金については、雇用契約に基づく労働の対価であり、商品やサービスの対価には当たらないことから不課税とされて消費税はかかりません。

ところで、海外のネット販売を通じて電子書籍を購入したり、音楽配信サービスを受けたりした場合の消費税はどうなるのでしょうか。従来は免税とされてきましたが、現在では課税されています。また、海外の

事業者が展開する国内のネット販売に関しても、国内取引であることに違いはないので、消費税はかかりません。

【表2】消費税の免税と不課税

免税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出</li> <li>・輸出類似取引</li> </ul>
不課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与や賃金</li> <li>・寄附金や祝金、見舞金</li> <li>・保険金や共済金</li> <li>・損害賠償金</li> </ul>

お酒とたばこをめぐる税金

家計の消費支出に占める飲食費の割合をエンゲル係数と言いますが、最近その値が高くなってきているようです。

■飲むならビールよりワイン？

一方、家計に占めるお酒の支出割合を示す係数はありませんが、お酒には消費税とは別に「酒税」という税金がかかっています。仕事の後は、「ビールでグイッと一杯」といきたいところですが、このビールにどれくらいの酒税が含まれているか、みなさんご存じでしょうか。

【表3】に示す通り、市販価格230円の

缶ビール(350ml)に含まれる酒税は77円になります。消費税は酒税込みの価格213円の8%になりますから17円。これらを合わせて店頭で230円で売られているわけですから、缶の中には100円近い税金が泡と一緒に含まれているということになります。

【表3】ビールに含まれる酒税と消費税  
市販価格230円の缶ビール(350ml)



消費税	17円
酒税	77円
本体価格	136円

このような話をする、折角のビールも不味くなるかもしれません。他のお酒についても【表4】に示すように酒税がかかっています。負担割合からは、日本酒とワインがお得ということになりますが、ビールと発泡酒と第3のビールに関しては、三者間の税負担の差を解消する方向で税率の見直しが行われる予定になっています。

【表4】種類別酒税負担割合の一例

種類	市販価格	酒税	消費税	負担割合
ウイスキー (700ml)	1,477円	301円	109円	27.8%
ワイン (750ml)	1,080円	60円	80円	13.0%
第3のビール (350ml)	135円	28円	10円	28.1%
発泡酒 (350ml)	150円	47円	11円	38.7%
焼酎 (900ml)	978円	225円	72円	30.4%
日本酒 (1.8ℓ)	2,764円	216円	204円	15.2%

## ■煙の中に漂う税金

最近、愛煙家のみなさんは一服できる場所が限定されて肩身の狭い思いをしているようですが、喫煙室の煙の中に漂う税金は決して安くはありません。その意味で、高い税金を払いながら健康が蝕まれていく関係を理解しかねますが、それはともかく、たばこに含まれる税金は【表5】の通りです。

### 【表5】 タバコに含まれる税金

市販価格430円のタバコ（20本入り）



31.85 円	消費税
16.4 円	たばこ特別税
106.04 円	たばこ税
122.44 円	地方たばこ税
153.27 円	本体価格

本体価格が153円少々であるのに対して、課税されている4種の税金の合計額は280円近くになるのですから、文字通り税金が煙に化けていると言っても過言ではありません。

ちなみに、「たばこ特別税」は旧国鉄の債務を返済するために導入された税金です。今年、JRが発足して30年の節目の年ですが、今なお愛煙家のみなさんが旧国鉄の借金の面倒を見てくれているのですから、感謝するほかはありません。どうか健康に気をつけて、末永くよろしくお願いたします。



## マイカーは走る税金

若い人たちのクルマ離れが話題になっています。クルマに魅力がなくなつたとか、クルマに興味を示さない人が増えたとか言われますが、実は経済的な理由が一番との理解です。とりわけ税金の問題は無視できません。何しろ買うのにも維持するのにも走らせるのにも税金がついて回るのでしたら、「だったら、タクシーにしようか」という考えも頷けるところです。

### ■マイカーを買う時の税金

マイカーを購入する際には【表6】に示す3種の税金を負担しなければなりません。

なお、「自動車取得税」と「消費税」は購入時のみですが、「自動車重量税」は車検ごとに必要になります。

### 【表6】マイカー購入時の税金

種類	区分		課税対象	税率・額
	軽自動車	普通自動車		
自動車取得税	軽自動車	普通自動車	取得価額	2%
	普通自動車	軽自動車	取得価額	3%
自動車重量税	軽自動車	普通自動車	重量 0.5ト ンあたり	9900円
	普通自動車	軽自動車	重量 0.5ト ンあたり	12300円
消費税			取得価額	8%



### ■マイカーを維持する時の税金

一方、マイカーを維持するのに必要な税金は「自動車税」で、毎年クルマのナンバーを取得した都道府県に納めます。税額は排気量によって異なり、一般的な2000ccのクルマですと年額が3万9500円で、3000ccになりますと5万1000円を納めなければなりません。なお、軽自動車は「軽自動車税」1万800円を登録している市町村に納めます。

### ■マイカーを走らせる時の税金

さらに、クルマを走らせるためには燃料が不可欠ですが、この燃料にも税金がかけられています。ガソリンには1ℓ当たり53・8円の「揮発油税」が、軽油には1ℓ当たり32・1円の「軽油引取税」が課税されています。もちろん、消費税も必要ですから、燃料代に占める税金の割合も結構高いことが分かります。

### ■エコカーを購入して節税を！

環境に優しいクルマを増やそうという政策のもと、いわゆるエコカーを購入する場合には、自動車取得税や自動車重量税が免除もしくは減免され、また、年々の自動車税についても軽減される制度が導入されています。

詳細は紙幅の都合で省略しますが、購入の際には販売店で制度の内容を確認の上、

是非活用されてみてはいかががでしょうか。さらに、電気自動車やプラグインハイブリッド車を購入した場合に交付される補助金も、家計にとつては見逃せないところです。

### 知っておきたい印紙税

「印紙税」と聞いてもピンとこないと思いますが、収入印紙と聞く「それなら知っている」という方も多いのではないのでしょうか。



しかし、一般の方が収入印紙を使う場面は多くはありません。あるとすれば、マイホームを購入する時や住宅ローンを借りる時の契約書に貼付する場合だと思えます。不動産の売買契約金額が1千万円以上5千万円以下の場合で2万円の印紙を貼付することになりますが、平成30年3月31日までは1万円に減額されています（ローンを借りる時の金銭消費貸借契約書は減額の対象外です）。

### 海外旅行の際に役立つヒント

海外旅行も一般化して特別な行事ではなくなってきましたが、やはり旅は楽しいもの。ましてや海外となると、つい羽を伸ばしたくなるものです。そこで、この海外旅行をめぐる税金プチ知識をご紹介します。

### ■お土産にも税金？

海外で買ったおみやげ品には【表7】の免税枠を超えた分に「関税」や「消費税」がかかります。

もともと、家族旅行であれば家族の人数分の枠がありますから、よほど大量の買い物をしていない限り課税されるケースは少ないと思います。

### 【表7】免税対象品と免税枠

主な免税対象品 酒（760ml程度、価格は関係なし）	一人あたり免税枠
タバコ	200本
香水	2オンス（約56ml）
その他の少額物品	海外市価で合計20万円まで

### ■海外で払った税金を取り戻そう！

折角の海外旅行ですから、ここは貯めたヘソクリで有名ブランドのハンドバッグや時計などを購入したいところです。しかし、ヨーロッパ諸国では20%前後の「付加価値税」が課税されていますので、あまりお買い得感はありません。

そこで「タックス・リファンド」を利用して店頭で支払った付加価値税を還付してもらいましょう。と言いますが、外国人旅行者はその国から出国することを条件に付加価値税の還付を受けることができますので、この制度を利用しようというわけです。ただし、還付を受けるための手続は少々

複雑ですので、代行業者に依頼するのが一般的です。その場合、代行業者への手数料が必要になりますが、みすみす還付の機会を逃すよりは得だと思えます。

### まとめ

以上、身のまわりの税金についてご理解いただけたでしょうか。すでにご存じのことでも多かったかもしれませんが、改めて知識の整理をしていただければ幸いです。

そうそう、言い忘れていましたが、ゴルフ場でプレーをしてフロントで精算すると「ゴルフ場利用税」が課税されていることが分かります。また、温泉旅館でチェックアウトをすると「入湯税」と書かれた精算書を受け取ります。税金って、身近なところに結構あるものなのです。

